

第 2 4 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和7年6月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（22名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕
17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己
20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一
24 番 高 橋 基		

欠席委員（2名）

14 番 渡 邊 京 子 23 番 加倉井 幸 夫

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	岩 間 雅 徳
次 長 補 佐	海 野 尚 史	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴
農 政 係	阿 部 治 憲		

内 容

1. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
議案第6号 地域計画の変更に係る意見聴取について
議案第7号 水戸農業振興地域整備計画の変更について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

本日出席の委員の皆様おそろいですので、ただいまから総会を開催いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

今週が梅雨に入ったそうで、昨日、本日で晴れてます。また明日から本格的な線状降水帯がこちらに来たら大変なことになりますので、来ないことを願っているわけがあります。今回の総会資料と一緒に北海道研修のご案内があったかと思います。本当に何回も言うようですが、みんなで行きたいと思いますので、よく誘い合わせて最後の実のある研修をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第24回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は22名、欠席委員は2名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

1 番の岡田幸一委員、そして2 番の松橋裕子委員、よろしくお願いいたします。

初めに、議案の取下げがありますので、事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第24回総会（取下）と記載された用紙をご覧ください。

取下案件は1 件です。

議案書の7 ページの上から3 段目になります。

議案第3 号 農地法第5 条の規定による許可についての第16 項になります。令和7 年6 月10日に申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が7件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が31件、土地現況証明が1件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が8件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が20件、農地法第18条第6項の通知が1件、登記官等からの地目確認照会が2件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして74件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を10番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、契約内容は売買であります。受人は法人を設立し経営規模拡大するため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第26項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第26項ですが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第4項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。

議案書の10ページ、最上段をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第26項の説明でございますが、契約内容は使用貸借による区分地上権の設定でございます。申請人は、令和4年7月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、継続して設置するため、区分地上権を設定したい旨の一時転用申請でございます。

太陽光発電パネルの下部で栽培される作物は榊でございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定により一時転用として設置できるものとなっております。一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第27項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第27項でござ

いますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第5項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。

議案書の10ページの上から2段目をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第27項の説明でございますが、契約内容は使用貸借による区分地上権の設定でございます。申請人は、一時転用期間の更新に合わせ、営農型太陽光発電設備を引き継ぎ、継続して設置するため、区分地上権を設定したい旨の一時転用申請でございます。

太陽光発電パネルの下部で栽培される作物は榊であります。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定により一時転用として設置できるものとなっております。一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見を願います。

浅井委員 22番、浅井です。

この案件についても調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、叔父から農地を受贈し耕作を引き継ぐため申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見を願います。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番，岡田です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広が

りのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番，安です。

この件につきましては、農地転用違反の是正に向け、令和6年3月22日農業委員5名による調査会を設置し、相手方には是正指導を行ったところ、是正するとの回答を得たため、継続指導してまいりました。先頃、農振除外の手続が完了したことから、農地法第5条許可の申請があり、本日の総会で審議するものです。調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので県農業会に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番，軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よ

ろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお

願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

この案件について、現地を確認し、また、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

この件も第14項と同じ隣接地であります。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございます。異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろ

しくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番，浅井です。

この案件も調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第28項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第28項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第29項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第29項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答

を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきましても調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。
皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第30項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第30項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，水戸市役所内原出張所から500メートル以内の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきましても調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。
皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第31項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第31項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第32項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第32項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は、農振農用地区域内にある農地でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われます。なお、転用期間は3年間であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

この案件も調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 事務局からご説明いたします。

資料はお手元にあります別紙1をご覧くださいと思います。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、双葉台4丁目の畑281平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名と事務局職員1名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

この中に、雨谷克己委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

（雨谷克己委員一時退席）

議 長 事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明いたします。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

雨谷克己委員に係る賃借農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、促進計画書（一括方式）の9ページ、10ページの3筆でございます。こちらは全て田で、設定面積4,324平方メートル、設定期間は9年、設定者2名、取得者1名でございます。貸借設定日は令和7年8月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することにご異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

（雨谷克己委員着席）

議 長 事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました貸借設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が設定面積11万5,369平方メートル、畑が設定面積7万371平方メートル、設定者が53名、取得者24名でございます。

賃借権等の設定日は令和7年8月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第6号 地域計画の変更に係る意見聴取について及び議案第7号 水戸農業振興地域整備計画の変更については関連がありますので、併せて上程いたします。事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 議案第6号 地域計画の変更に係る意見聴取について、議案第7号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議についてご説明いたします。

議案第6号 地域計画の変更に係る意見聴取について、議案第7号と関連がございますので、先に議案第7号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議について担当より説明いたします。

担当の照山でございます。よろしくお願いします。

別紙資料、議案7号、別紙4の説明に入ります前に、前回、令和6年10月分の受付分の状況についてご報告いたします。

本日お配りしております、右上に総会資料、参考資料、令和7年6月13日と書かれました前回審議案件資料をご用意ください。

表紙めくっていただきまして、重要な変更12件につきましては、12月の農業委員会総会と市農振協議会を経まして、県と協議した結果、全て可となり、除外が完了しております。前回案件の報告は以上でございます。

それでは、事前に郵送しております別紙4、議案第7号をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、案件ごとの申出者、土地所有者、事業内容、申出地等について一覧の表となっております。

次のページを開いていただきまして、各案件の位置図となっております。

また、次のページからは、ページ下部にページ番号を印字しておりまして、各案件の詳細な位置地図、配置図等となっております。

それでは、1ページをお開きください。

案件1と2は隣接しており、編入案件であることから、一括して説明します。

編入の申出があった土地は飯島町地内で、平成28年に農振除外をしましたが、今後

とも農地として利用することから、再度編入したい旨、土地所有者からの申出でございます。関係資料は2ページまででございます。

3ページをお開きください。

案件3でございますが、除外する土地は平須町地内でございます。申出人は、不動産業を営む法人で、申出地の地目が山林であったため、農振法の確認をせず、仕入れたところ、仕入れ後に、農振農用地に該当していることが分かり、今回、住宅用地として売り出すため、農振除外したい旨の申出でございます。

5ページ、左側の配置図をご覧ください。

四角囲みの、ページ下の四角囲みの説明のとおり、申出地の1筆全てを出身者要件を満たすものを対象に売買することとしております。住宅利用できる用地面積の上限は500平方メートルまでで、その他の土地については、分筆やフェンスなどの物理的区画を実施するなど、住宅用地として使用しないことを条件として販売するとのこと。関係資料は6ページまででございます。

7ページをお開きください。

案件4でございますが、除外する土地は、飯島町地内で、申出人は水道工事などの建設業を営む法人で、申出地横で資材置場を設置しております。今回、売買によって土地を取得し、資材置場を拡張したい旨の申出でございます。関係資料は8ページまででございます。

9ページをお開きください。

案件5でございますが、除外する土地は飯島町地内で、申出人は、土地所有者の孫であり、現在、借家住まいで手狭であることから、今回、贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は12ページまででございます。

13ページをお開きください。

案件6でございますが、除外する土地は有賀町地内の一部で、申出人は建設業を営む法人であり、現在、親族の所有する申出地に、一時転用の許可を得て、資材置場を設置していますが、今後とも事業を継続する上で必要な土地であることから、恒久的に資材置場にしたい旨の申出でございます。関係資料は15ページまででございます。

16ページをお開きください。

案件7でございますが、除外する土地は大串町地内で、申出人は太陽光発電を行う法人であり、今回、土地所有者と売買により土地を取得し、申出地に太陽光発電設備を設置する計画でございます。関係資料は17ページまででございます。

18ページをお開きください。

軽微な変更案件1でございますが、軽微な変更により、農業場の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は大場町地内で、申出人は農事組合法人であり、現在、農業

用倉庫や休憩所などを設置していますが、農振法の手続をしていないことから、今回、農業用施設用地として是正したい旨の申出でございます。関係資料は20ページまででございます。

21ページをお開きください。

軽微な変更案件2でございますが、軽微な変更により、農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は大場町地内の一部で、申出人は農業を営む者であり、現在、キュウリの選果場を設置していますが、農振法上の手続をしていないことから、今回、農業用施設用地として是正したい旨の申出でございます。関係資料は23ページまででございます。

表紙に戻っていただきまして、表紙をめくっていただきまして、各案件の審議一覧となっております。議案6の地域計画の変更に関わる案件としましては、案件番号1番、2番、4番、5番、7番、軽微な変更1番、2番となっております。

議案7号の説明は以上でございます。

続きまして、資料の別紙3をご覧ください。

議案第6号 地域計画の変更に係る意見聴取についてご説明いたします。

先ほど、議案7号の説明の中にありました内容が含まれましたので、簡単に説明させていただきます。

まず、No. 1, No. 2につきましては、畑として利用ということで、現在、地域計画への位置づけがない土地であります、協議の結果、編入しないこととなりました。

続きまして、No. 3, No. 4につきましては、資材置場、自己用住宅ということで、地域計画への位置づけがある土地であります、協議の結果、除外することとなりました。

No. 5につきましては、太陽光発電設備ということで、現在、地域計画への位置づけがある土地であります、協議の結果、除外することとなりました。

No. 6, No. 7につきましては、農業用施設用地、選果場の是正ということで、現在、地域計画への位置づけがある土地ではありますが、協議の結果、用途変更ということで地域計画の変更はなしとなりました。

また、皆様に、本日、資料をお渡ししたいと思ひまして、令和7年3月に策定されました地域計画の資料、そちらを各委員さんの地区ごとで配付しておりますので、後でお目通ししていただければ幸いです。

議案第6号、議案第7号の説明は以上です。

議長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、議案第6号 地域計画の変更に係る意見聴取についてお諮りいたします。

意見なしで回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

続いて、議案第7号水戸農業振興整備地域計画の変更についてお諮りします。

意見なしで回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

(事業担当課退席)

議 長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第24回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

閉会 午前10時20分